

Waldstadt FC クラブ規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本規約は、Waldstadt FC（以下「当クラブ」といいます。）の運営に関する基本的な事項を定めるものです。

(名称)

第2条 このクラブは、Waldstadt FC（ヴァルトシュタットフットボールクラブ）と称します。

(事務所)

第3条 当クラブの事務所は箕面市桜井3丁目に置きます。

第2章 目的及び活動

(目的)

第4条 当クラブは、箕面市教育委員会が策定した「みのお地域クラブ活動推進計画」の趣旨を理解し、とどろみの森学園にて平日週1回の活動をします。森町地区にサッカーを普及させ、サッカーを通じ青少年の心身の健全な育成に資する活動を行うことを目的とします。

(活動)

第5条 当クラブは、前条の目的を達成する為に次の活動を行います。

- (1) 箕面市内の小中学生のサッカーの普及と育成
- (2) サッカーを通じた人間形成を行い、地元やクラブで活躍できる人材を育てる
- (3) その他等クラブの目的達成に必要な活動

(活動場所)

第6条 当クラブは、箕面市立とどろみの森学園を中心に活動します。

(指導人材)

第7条 当クラブには、箕面市が定める研修を受講し、市教育委員会に登録された人材が活動に携わります。

第3章 団員

(入団)

第8条 原則、箕面市内に在住する小・中学生で、当クラブにおいて活動を行うことを希望する者は、当クラブが定める定員の範囲内であれば、誰でもクラブ会員となることができます。

2 当クラブ会員となることを希望する者は、その保護者がクラブホームページより入団手続きを行うとともに、本規約に定める会費を支払うことでクラブ会員となります。

(会費)

第9条 会費はクラブ会員1人当たり、年会費6,000円、月額4,500円とします。

2 スポーツ保険代やウェアの購入については、必要なときに別途徴収します。

(保険の加入)

第10条 当クラブ会員は、全員スポーツ安全保険に加入いたします。保険加入に係る費用は、会費とは別に徴収します。

(退団)

第11条 当クラブを退団しようとする者は、退団希望月の1ヶ月前の末日までに、代表に対して所定の様式により申し出ることによって退会することができます。

第4章 役員

(役員)

第12条 当クラブには、次の役員を置きます。

- (1) 代表 松永 卓巳
- (2) 副代表 和田 命
- (3) 会計 池田 健人
- (4) 監事 清水 崇平

(役員役割)

第13条 当クラブの役員は次の役割を担います。

- (1) 代表 本団を統括します。
- (2) 副代表 団長を補佐し、団長に事故があるときは、団長の職務を代行します。
- (3) 会計 本団の会計を担当します。
- (4) 監事 毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了の3月以内に総会に提出します。

(総会の運営)

第14条 当クラブは、年1回以上総会を開催します。

2 総会は、代表が招集し、役員及びクラブ会員の保護者の3分の2以上の出席により成立します。なお、役員及びクラブ会員の保護者が出席できない場合は、代表に議決権を委任することで、出席したものとみなすことができます。

3 総会は、次の事項を審議・承認し、出席者の過半数の賛成により決議されます。

- (1) 役員を選任、解任に関する事
- (2) 事業計画及び収支予算・決算に関する事
- (3) その他、当クラブの事業に関する重要事項で、代表が必要と定める事項

(任期)

第15条 役員任期は2年とし、再任を妨げません。但し、欠員の生じたときは、3月以内に総会の決議により、それを補充しなければなりません。

(解任)

第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができます。

- (1) 職務上の義務に違反し、職務を怠ったとき

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 役員としてふさわしくない非行があったとき

第5章 会計

(会計)

第17条 当クラブの会計は、クラブ会員の納める会費、寄附金、補助金、その他の収入によって支弁します。

(謝金)

第18条 指導者への謝金は、活動翌月15日に支払うものとします。

第6章 個人情報の取扱

(個人情報の取扱と利用目的)

第19条 当クラブの活動により得られた個人情報（氏名、生年月日、年齢、在籍校、学年、住所、電話番号、メールアドレス、指導者資格の登録番号、資格名等）は、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取扱うことといたします。

2 個人情報は、以下の利用目的の範囲内で利用することとし、本人（クラブ会員の場合はクラブ会員の保護者）の承諾なく他の目的には利用いたしません。

- (1) 本団の活動に関して、箕面市教育委員会から提供を求められたとき
- (2) 施設予約や大会参加等への申し込みに必要なとき
- (3) スポーツ保険加入手続きを行うとき
- (4) 当クラブでの活動の様子について、クラブ会員の在籍する中学校から情報提供を求められたとき
- (5) その他、みのお地域クラブ活動を継続する上で、箕面市教育委員会に対する情報提供が必要なとき

第7章 規約の改正

(規約の改正及び解散)

第20条 本規約の改正及び当クラブの解散は、総会の承認をもって行います。

(附則)

1. 本規約は、2026年5月1日より施行します。